

県南広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年2月3日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 盛岡横手線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
和賀郡西和賀町沢内字貝沢3地割648番82地先から字若畑7地割1番29地先まで	新	m 27.6~11.3	m 1,470.7
	旧	20.8~9.5	1,470.7
和賀郡西和賀町沢内字大野6地割29番2地先から清水ヶ野18地割286番2地先まで	新	m 18.8~10.6	m 1,627.1
	旧	13.2~9.6	1,627.1

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 平成29年2月3日から同年3月3日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 後藤野野中線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町藤根16地割264番2地先から17地割20番11地先まで	新	m 32.6~9.0	m 231.0
	旧	29.0~8.0	231.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 平成29年2月3日から同年3月3日まで